

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その 1）

本日から税制について最新情報を発信していきます。読者の参考になれば幸いです。

今回は、平成 30 年度税制改正において創設された「事業承継税制」の概要と実務上の留意点についてです。

平成 21 年度の税制改正によって創設された従来の納税猶予制度は、制度創設以来 8 年間で認定企業は 1,969 件と利用件数は低迷しているものの、その従業員数が計約 98,764 人となっていて、政策目的である雇用確保を一定程度実現しています。

1. 直近の適用実績

	平成 28 年	平成 27 年	平成 26 年
相続税の納税猶予適用の前提となる認定	198 件（推定）	243 件	151 件
贈与税の納税猶予適用の前提となる認定	237 件	274 件	47 件

今回の改正では、納税猶予の対象となる株式数の上限を撤廃し、相続税における納税猶予割合を 100%に引き上げることとしました。また、複数の株主から、代表者である後継者（最大 3 人）への承継も対象とするなど抜本的に拡充を図っています。さらに、雇用の維持についても雇用要件を満たさない場合でも、納税猶予を継続可能とするなど税制適用後のリスクを軽減し利用しやすくしています。そのため、今後はこの事業承継税制を上手に活用して事業承継を実行することになると考えられます。

2. 改正の概要

特例後継者（仮称・注 1）が、特例認定承継会社（仮称・注 2）の代表権を有していた者から、贈与又は相続若しくは遺贈により特例認定承継会社の非上場株式を取得した場合には、その取得したすべての非上場株式に係る課税価格に対応する贈与税又は相続税の全額について、その特例後継者の死亡の日等までその納税を猶予する制度を創設することとしました。

なお、特例後継者が特例認定承継会社の代表者以外の者から贈与等により取得する特例認定承継会社の非上場株式についても、特例承継期間（仮称）（5 年間）内に贈与等に係る申告書の提出期限が到来するものに限り納税猶予の対象とされます。以上のほか、雇用要件の弾力化、承継後の負担などが緩和・軽減されます。

この制度は、平成 30 年 1 月 1 日から平成 39 年 12 月 31 日までの間に贈与等により取得する財産に係る贈与税又は相続税について適用されます。

特例後継者 （注 1）	特例認定承継会社の特例承継計画（仮称・注 3）に記載された特例認定承継会社の代表権を有する後継者（同族関係者と合わせて特例認定承継会社の総議決権数の過半数を有する者に限る。）で、当該同族関係者のうち、特例認定承継会社の議決権を最も多く有する者（特例承継計画に記載された後継者が 2 名又は 3 名以上の場合には、その議決権総数において、それぞれ上位 2 名又は 3 名の者（総議決権数の 10%以上を有する者に限る。））
特例認定承継会社 （注 2）	平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に特例承継計画を都道府県に提出した会社であって、経営承継円滑化法の認定を受けたもの
特例承継計画 （注 3）	認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けた特例認定承継会社が作成した計画であって、特例認定承継会社の後継者、承継時までの経営見通し、承継後 5 年間の事業計画等が記載されたもの

3. 実務上の留意点

この制度は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に、認定経営革新等支援機関（弊所も支援機関として登録を受けています。）の指導及び助言を受けて特例承継計画を策定し、都道府県知事に提出して、経営承継円滑化法の確認を受ける必要があります。（確認を受けていない場合には、従来制度の納税猶予制度を利用することになります。）

なお、平成 30 年 1 月 1 日から平成 35 年 3 月 31 日までの間に、贈与が先に行われ、同じ年に経営承継円滑化法の特例承継計画の確認を受け、一定の要件を満たす場合には、贈与税の納税猶予の適用を受けることができます（平成 35 年 3 月 31 日までに開始した相続の場合も同様の措置が設けられます。）

この制度は、平成 39 年 12 月 31 日までの特例ですが、特例承継計画の確認はそれよりも先に期限を迎えるため、早めの手続きが大切です。